

アンケートでのご意見・ご質問に対する回答

○市の公休日の現場閉所についての門真市発注工事の積算（工事価格）の考え方について

工事（設計）価格については、公共工事における積算基準等に基づき積算しておりますのでご理解願います。しかしながら、国では働き方改革の考えに基づき、平成 29 年度から週休 2 日を考慮した間接経費の補正を試行的に実施しており、本市においても、今後、国の動向を注視し、方向性を検討してまいりたいと考えております。

○市の公休日の現場閉所についての門真市発注工事の工期設定の考え方について

工期については、市の公休日の現場閉所を踏まえ、土・日・祝日等の不稼働係数等の余裕日数を勘案し設定しているところではありますが、工期に余裕のない工事があることは認識していることから、適正な工期設定に努めてまいりますのでご理解願います。

また、工事発注後、他の地下埋設物管理者との協議やその他開発・造成等、予期せぬ事態で工事期間の調整を要することもあり、発注者としても苦慮しているところではありますが、極力工程に影響がないよう努力してまいりたいと考えております。

○年度末に工事が集中し、年度内での工程確保が難しいため、早期発注をお願いする。

単年度施工を原則とする中で、特定財源（国費、起債等）の確保に努めながら工事発注しており、発注後においても現場にて様々な制約を受ける中で工事が進捗するため、年度末に工事が集中していることを認識しております。状況により例外を認める事例に該当することも考えられるため、市監督職員と協議していただくようお願いします。

また発注時期についても平準化等も勘案しながら、適正な工期を設定した上で必要に応じて早期発注できるよう努力してまいります。

○工事発注後、市の公休日に現場閉所できない事態が生じた時の対応について

現場状況を全て把握した上での発注は困難であると考えており、発注後、市の公休日に作業をせざるを得ないことも想定されます。例外を認める事例に該当する場合がありますので、市監督職員と協議願います。

○市の公休日に施工せざるを得ない場合で、監督職員の確認が必要な場合の対応について

市の公休日における施工では、市監督職員の確認が必要な工程作業は、原則認めておりませんが、現場条件によりやむを得ない場合は、柔軟に対応してまいります。

○市の公休日の現場閉所に対する門真市発注工事の工事成績への反映について

現在、本市では市の公休日の現場閉所について、その対応状況に対して受注者への評価は行っておりませんが、そもそも対応できない場合（例外を認める事例）を除き、対応できている受注者と対応できないのにしていない受注者との区別化を図るべきと考えていることから、国や府、他の地方公共団体の考え方も参考に、何らかの形で工事成績へ反映できるよう検討中であり、現状では、公休日に施工せざるを得ない事例も多く、現時点で工事成績へ反映されることは時期尚早と考えております。

当然ながら、発注前に平日施工ができない状況を把握していた場合は、公休日の現場閉

所の対象外として発注するため、工事成績への反映はしないものとなります。

発注後においても平日施工ができない現場については、何らかの理由により、例外を認める事例に該当するため、工事成績評定点を下げる要因にはならないと考えます。

また、極度に天候が工程へ影響した場合も、例外を認める事例に該当するため、工事成績評定点を下げる要因にはならないと考えます。

○現場代理人には常駐が求められており、工程の調整や書類の作成にも時間を要し、時間外労働を必要とする。建設業は労働基準法の適用除外業務であり、これまでどおり土曜日の作業は可とされたい。下請業者からも土曜日での施工要望がある。

完全週休2日制などについては、まだまだ建設業界全体に浸透しきれていない状況であることは認識しておりますが、建設業界における若手技術者の確保や育成、公共工事の品質確保の観点等から、国、都道府県等も含めた建設業界における取組みであることをご理解願います。

政府の働き方改革実現会議では、今後、建設業界においても一定の猶予期間を設けた後、時間外労働規制を適用する方向性も検討しており、労働基準法をはじめ、建設業法や公共工事標準請負契約約款等も含め、工事受注に関係する法令等の遵守についても引き続き対応をお願いします。

また、受注者は下請業者等の現場労働者に対しても、本取組みの趣旨について周知、指導をお願いします。

○地元住民への説明と発注者の協力体制の確立について

地元住民への対応については必要に応じて行っており、今後も発注者としての説明責任を果たせるよう現場への協力に取り組んでまいります。

○供用中施設の更新工事について作業時間の延長をお願いしたい。

作業時間の確保等、現場条件の改善には、出来る限り協力させて頂いておりますので、ご理解願います。

○下水道工事に伴う柵確認書受諾の考え方について

柵確認書の件につきましては、施工が確実となってから、直近で各戸へ伺う方針で実施しており、現状、発注工事（特記仕様書に位置づけしている。）に含めておりますことをご理解願います。

○アンケートへのご協力について

関係する多くの方々のご意見を参考にしてまいりたいと考えておりますので、本市発注工事の受注業者からも、その都度、忌憚なくご意見をいただけるよう取り組んでおりますことをご理解願います。